

東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市八日市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

東近江市八日市公設地方卸売市場条例（平成17年東近江市条例第194号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第6条」に、「第6条—第14条」を「第7条—第19条」に、「第15条・第16条」を「第20条—第22条」に、「第17条—第22条」を「第23条—第28条」に、「第23条—第40条」を「第29条—第48条」に、「第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第40条の2）

第4章 市場施設の利用（第41条—第49条）

第5章 監督（第50条—第52条） を

第6章 市場運営協議会（第53条）

第7章 雑則（第54条—第62条） 」

「第4章 卸売の業務に関する品質管理（第49条）

第5章 市場施設の利用（第50条—第58条）

第6章 監督（第59条—第61条） に改める。

第7章 市場運営協議会（第62条）

第8章 雑則（第63条—第70条） 」

第1条中「この条例は、」及び「及び滋賀県卸売市場法施行条例（昭和46年滋賀県条例第55号。以下「県条例」という。）」を削り、「生鮮食料品等」の次に「（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（職員）

第3条 市場に、市場長その他の必要な職員を置く。

第6条を削り、第1章中第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、生鮮食料品等とする。

第62条を第70条とする。

第61条を削り、第60条を第69条とし、第54条から第59条までを9条ずつ繰り下げる。

第7章を第8章とする。

第6章中第53条を第62条とする。

第6章を第7章とする。

第52条第1項各号列記以外の部分中「第41条第2項」を「第50条第2項」に改め、同項第2号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項第3号中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項第4号中「第41条第2項」を「第50条第2項」に改め、第5章中同条を第61条とする。

第51条を第60条とし、第50条を第59条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第49条を第58条とする。

第48条中「第4項」を「同条第4項」に改め、同条を第57条とし、第41条から第47条までを9条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とする。

第3章の2中第40条の2を第49条とする。

第3章の2を第4章とする。

第3章中第40条を第48条とし、第39条を第47条とし、第38条を第46条とする。

第37条の見出し中「卸売予定数量等」を「開設者による卸売予定数量等」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第43条第1項」に、「その日上場される物品について、主要な品目の数量及びその主要な」を「、その日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な」に、「に上場された」を「の」に、「数量及び価格を市場内に掲示」を「卸売の数量及び卸売価格を公表」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第43条第2項」に、「その日に卸売された物品について主要な品目の数量及び価格」を「翌開場日の販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売の数量並びに規則で定めるところによる高値、中値及び安値を区分した卸売価格」に改め、同項後段を削り、同条を第45条とする。

第36条を第43条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第44条 卸売業者は、毎開場日開始時刻までに、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地を公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日卸売が終了した後速やかに、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売の数量、主要な産地並びに規則定めるところによる高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

第35条を第42条とし、第32から第34条までを7条ずつ繰り下げる。

第31条中「第38条」を「第45条」に改め、同条を第38条とする。

第30条中「法第58条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する」を「取扱品目の」に改め、同条を第37条とし、第29条を第36条とする。

第28条を削る。

第27条第1項に次の1号を加え、同条を第35条とする。

(4) あらかじめ締結した契約に基づき卸売をする場合

第26条を削る。

第25条を第32条とし、同条の次に次の2条を加える。

(売買取引条件の公表)

第33条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表しなければならない。

(決済の方法)

第34条 市場における売買取引の決済方法は、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第24条第2項第7号中「第27条第1項ただし書」を「第35条第1項ただし書」に改め、同条を第31条とする。

第23条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(差別的取扱いの禁止等)

第30条 市長は、市場における業務の運営に関し、取引参加者(法第4条第4項第2号に規定する取引参加者をいう。以下同じ。)その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、取扱品目の物品について、市場における卸売のための販売の申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、その引受けを拒んではならない。

第22条第2項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項中「第17条第1項の承認」を「第23条第1項の許可」に改め、同条第4項中「第17条第3項」を「第23条第3項」に、「前項」を「第1項」に、「第22条第1項」を「第28条第1項」に改め、第2章第3節中同条を第28条とする。

第21条を第27条とする。

第20条第1項中「第17条第3項各号」を「第23条第3項各号」に、「取り消すものとする」を「取り消さなければならない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項第3号中「的確に」を「適確に」に改め、同条を第26条とする。

第19条第1項中「第47条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項、第9条、第10条第1項及び第11条」を「第10条第2項、第11条、第12条第1項及び第13条」に改め、同条を第25条とする。

第18条第1項中「受けた者」を「受け、関連事業を営む者」に改め、同条を第24条とする。

第17条第1項中「市場において、」を削り、同条第2項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「第1項」を「同項」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「法」の次に「若しくは旧法」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「もの」の次に「であるとき。」を加え、同項第3号中「第20条第1項又は第52条第1項第3号」を「第26条第1項又は第61条第1項第3号」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同項第4号中「的確に」を「適確に」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同項第5号中「的確に」を「適確に」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同条を第23条とする。

第16条中「第52条第1項第2号」を「第61条第1項第2号」に改め、「（前条第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）」を削り、「前条第4項第1号から第3号まで」を「第20条第3項第1号から第3号まで」に改め、第2章第2節中同条を第22条とする。

第15条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「第1項」を「同項」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第4号中「次条又は第52条第1項第2号」を「第22条又は第61条第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を削り、

同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(買受人の承認の更新)

第21条 買受人(前条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、その有効期間満了の日以後も引き続き市場における卸売を受けようとするときは、承認の更新を受けなければならない。

2 前項の規定により承認の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の10日前までに、規則で定めるところにより、更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項(第4号を除く。)の規定は、第1項の規定による承認の更新について準用する。

第14条の見出し中「及び削除」を削り、同条第1項中「取り消すものとする」を「取り消さなければならない」に改め、同項第1号中「第12条第2項第1号、第2号又は第4号」を「前条第3項第1号、第2号又は第4号」に改め、同項第2号中「行う」を「遂行する」に改め、同条第2項を削り、第2章第1節中同条を第19条とする。

第13条を削る。

第12条第1項中「、県条例第15条第2項の規定により知事に届け出た者で市長の行う」を「市長の」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「その申請に係るせり人が、」を「、その申請に係るせり人が」に、「その登録」を「同項の登録」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「法の規定に違反して」を「法若しくは旧法の規定により」に、「若しくは」を「又は」に、「経過しない者」を「経過しないものであるとき。」に改め、同項第3号中「第51条第2項」を「第61条第2項」に改め、「者」の次に「であるとき。」を加え、同項第4号中「第15条」を「第21条」に、「これらの」を「その」に、「である者」を「であるとき。」に改め、同項第5号中「有していない者」を「有する者でないとき。」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第18条とする。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。

第11条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第14条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、当該卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、当該卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第8条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（名称変更等の届出）

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条第1項の許可の申請の内容（規則で定めるものに限る。）に変更があったとき。

(2) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

2 卸売業者が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第17条 市長は、卸売業者が第8条第3項第2号から第8号までのいずれかに規定する者に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可

を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き30日以上その業務を休止したとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第1項中「次に定める金額」を「300万円以上700万円以下」に改め、「青果部 300万円以上 700万円以下」及び「水産物部 300万円以上 700万円以下」を削り、同条を第10条とする。

第7条第1項中「法第58条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第9条とし、第2章第1節中同条の前に次の2条を加える。

(卸売業者の数の上限)

第7条 卸売業者（法第2条第4項に規定する卸売業者で、次条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）の数の上限は、4とする。

(卸売業務の許可)

第8条 市場において卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、法又は卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が、旧法第65条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、第17条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起

算して3年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。

(6) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者又はこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。

(7) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 旧法第65条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 第17条の規定による許可の取消しを受けた法人にその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

オ 暴力団員等

(8) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。

(9) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に規定する上限を超えることとなるとき。

別表中「第47条」を「第56条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の東近江市八日市公設地方卸売市場条例（以下「新条例」

という。)の規定による許可、認可、承認及び指定並びに登録及び届出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の東近江市八日市公設地方卸売市場条例（以下「旧条例」という。）の規定による許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為は、新条例の規定に基づく許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づき行った手続、行われた手続その他の行為は、新条例の相当規定により行った手続、行われた手続その他の行為とみなす。

提案理由

卸売市場法の一部改正等に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。